

政令第四百二十九号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート（別名カズサホス）及びこれを含有する製剤。ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル）〃O・エチル〃ホスホロジチオアート〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号中⁽¹³⁰⁾を⁽¹³⁴⁾とし、⁽¹¹⁰⁾から⁽¹²⁹⁾までを⁽¹¹⁴⁾から⁽¹³³⁾までとし、⁽¹⁰⁹⁾を⁽¹¹²⁾とし、⁽¹¹²⁾の次に次のように加える。

- (113) 四・プロモ・二・（四・クロロフェニル）・一・エトキシメチル・五・トリフルオロメチルピロール・三・カルボニトリル（別名クロルフエナピル）〇・六%以下を含有する製剤

第二条第一項第三十二号中 (108) を (111) とし、 (67) から (107) までを (70) から (110) までとし、 (66) を (68) とし、 (68) の次に次のように加える。

(69) ニ・シクロヘキシリデン・ニ・フェニルアセトニトリル及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中 (65) を (67) とし、 (30) から (64) までを (32) から (66) までとし、 (29) を (30) とし、 (30) の次に次のように加える。

(31) N・(一・シアノ・一・ニ・ジメチルプロピル)・ニ・(ニ・四・ジクロロフェノキシ)プロピオ

ンアミド及びこれを含む製剤

第二条第一項第三十二号中 (28) を (29) とし、 (22) から (27) までを (23) から (28) までとし、 (21) の次に次のように加える。

(22) 四・クロロ・ニ・シアノ・N・N・ジメチル・五・パラ・トリルイミダゾール・一・スルホンアミ

ド及びこれを含む製剤

第二条第一項中第八十号の四を第八十号の五とし、第八十号の三を第八十号の四とし、第八十号の二を第八十号の三とし、第八十号の次に次の一号を加える。

八十の二 S・S・ビス(一・メチルプロピル)〓O・エチル〓ホスホロジチオアート(別名カズサホス

（一〇％以下を含有する製剤。ただし、S・S・ビス（一・メチルプロピル）〓O・エチル〓ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。

附 則

この政令は、平成十二年十月五日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。